

平成 29 年 8 月 23 日

各 位

東武鉄道株式会社

## 子会社元役員等の不正行為に関する再発防止策および関係者の処分について

平成29年7月28日に公表いたしました当社連結子会社である株式会社東武ホテルマネジメント（以下、「東武ホテルマネジメント」という。）で経理業務を担当していた元取締役経理部長および同社マネージャーによる不正行為について、当社および東武ホテルマネジメントでは再発防止策の策定と関係者の処分を実施いたしましたので下記のとおりご報告申し上げます。

株主の皆様をはじめ関係者の皆様に、多大なご迷惑とご心配をおかけしたことを、深くお詫び申し上げますと共に、今後の再発防止に取り組んでまいります。

### 記

#### 1 再発防止策

##### (1) 東武ホテルマネジメントにおける再発防止策

###### ①職務分掌の明確化とチェック体制の強化

職務分掌を明確化するとともにダブルチェックにより不正防止を図る体制を構築いたします。

###### ②監査体制の強化

監査役による監査や内部監査の体制を強化いたします。

###### ③教育研修の実施

不正防止を図るための各種教育の充実を図ります。

##### (2) 東武グループとしての再発防止策

###### ①内部統制活動の強化

グループ各社の内部統制活動の強化を指導いたします。

###### ②モニタリングの強化

グループ各社に対する監査等のモニタリングの強化を図ります。

## 2 関係役職員の処分等

### (1) 子会社元役員等に対する法的措置および処分

- ・東武ホテルマネジメントの元役員に対しては刑事告訴を行う予定です。
- ・同社マネージャーについては、8月23日付で懲戒解雇いたしました。

### (2) 東武ホテルマネジメントの役員の報酬返納

平成29年9月分から以下のとおり役員報酬を返納いたします。

代表取締役社長	月額報酬の自主返納10分の2	(3か月)
代表取締役	月額報酬の自主返納20分の3	(3か月)
専務取締役	月額報酬の自主返納20分の3	(3か月)
常務取締役	月額報酬の自主返納10分の1	(3か月)

### (3) 当社における役員報酬の返納等

担当専務取締役	月額報酬の自主返納10分の2	(1か月)
取締役グループ事業部長	月額報酬の自主返納10分の1	(1か月)
取締役財務部長	月額報酬の自主返納10分の1	(1か月)
ホテル戦略部長	厳重注意	

以 上

問合せ先 グループ事業部課長 田口 一樹  
(TEL. 03-5962-2121)